

改訂番号	1
承認日	2014.4.28

マネジメントシステム認証規則  
(道路交通安全・エネルギー)  
制定日 2013年9月25日

日本海事協会

# マネジメントシステム認証規則

## (道路交通安全・エネルギー)

### 目 次

- 1章 総 則**
  - 1.1 一 般
- 2章 マネジメントシステムの登録**
  - 2.1 一 般
  - 2.2 登録原簿
  - 2.3 登録証書
  - 2.4 登録マーク
  - 2.5 登録維持
  - 2.6 登録継続
  - 2.7 登録の消除、一時停止及び範囲縮小
  - 2.8 認証の移転
- 3章 マネジメントシステムの審査**
  - 3.1 通 則
  - 3.2 初回審査
  - 3.3 更新審査
  - 3.4 年次審査(サーベイランス審査)
  - 3.5 臨時審査
  - 3.6 審査の準備等
- 4章 手数料及び経費**
  - 4.1 手数料
  - 4.2 経 費
- 5章 雑 則**
  - 5.1 情報の提供
  - 5.2 機密保持
  - 5.3 所有権の維持
  - 5.4 異議申立て及び苦情

# マネジメントシステム認証規則 (道路交通安全・エネルギー)

制定 2013年9月25日 規則第66号  
全部改正 2014年4月28日 規則第35号

## 1章 総 則

### 1.1 一 般

日本海事協会(以下「本会」という。)は、本規則の定めるところにより、該当する規格に係る組織(以下「組織」という。)のマネジメントシステム(道路交通安全・エネルギー)(以下「マネジメントシステム」という。)について審査し、登録を行う(以下「審査登録」について「認証」という)。

## 2章 マネジメントシステムの登録

### 2.1 一 般

-1 本規則が認証の対象とするマネジメントシステム及び適用するマネジメントシステム規格(以下「適用規格」という。)は表 2.1 のとおりとする。

表 2.1

対象とする マネジメントシステム	適用規格	登録原簿	登録証書
RTS マネジメントシステム	ISO 39001	道路交通安全 マネジメントシステム 登録原簿	道路交通安全マネジメント システム登録証書
EnMS マネジメントシステム	ISO 50001	エネルギー マネジメントシステム 登録原簿	エネルギーマネジメントシ ステム登録証書

-2 本会は、組織のマネジメントシステムについて、適用規格に基づき、本規則 3 章の規定に従って本会の審査員による初回審査を行い、要求事項に適合していると認めた場合、当該マネジメントシステムを登録原簿に登録する。

-3 組織は、適用規格、対象とする事業活動及び事業所を特定して申込むものとする。

-4 組織は、認証の申込みに際し、次の事項に関する情報を提供するものとする。

- (1) 希望する認証の範囲。
- (2) 組織の一般的な特徴。これには、組織の名称及び住所(複数の場合もある)、プロセス及び運用の重要な側面、並びに該当する法的義務を含む。
- (3) 組織の活動、人的及び専門的資源、機能並びに関連組織に係わる一般的な情報。
- (4) 要求事項への適合に影響を与え、組織が利用する、外部委託したすべてのプロセスに関する情報。

- (5) 認証を希望する規格要求事項。
- (6) マネジメントシステムに関係する、コンサルティングの使用にかかわる情報。
- 5 登録申込みに当たっては、組織と本会の間でお互いに合意しておく必要のある事項について、基本協定を締結する。
- 6 本会は、申込書を受理する際に、組織が申請した対象事業所の範囲及び事業活動について、その妥当性を調査し、確認する。必要な場合、組織と協議して申請の内容について修正を求めることがある。また、本会と他との関係が、対象組織の認証の公平性に容認できない脅威を引き起こすと判断された場合、申込みを受理しない。
- 7 規則 2.7-1 の(4)及び(8)に該当する理由により登録が消除された場合、当該登録者よりの認証申込みは、消除決定の日から原則として1年間は受理できない。

## 2.2 登録原簿

- 1 本会は、登録原簿に登録番号、登録年月日、登録が認められた組織の名称、事業所名、所在地、登録範囲及び適用規格を登録する。
- 2 本会は、前-1の登録事項を登録原簿に記載し、これを公開する。
- 3 登録原簿にマネジメントシステムを登録された組織(以下「登録者」という。)は、登録原簿に記載された事項に変更等がある場合は、本会にその内容をすみやかに通知しなければならない。
- 4 本会は、登録原簿に登録された事項に変更が生じた場合には、登録原簿の変更を行う。

## 2.3 登録証書

- 1 本会は、登録者に対し登録証書を発行する。発行される証書は、マネジメントシステムの種類に応じて表 2.1 のとおりとする。
- 2 初回審査に基づいて発行される登録証書の有効期間は、認証決定の日(以下「登録日」という。)より3年とする。更新審査に基づく再認証によって発行される登録証書の有効期間は3年とする。
- 3 登録者は、広告、カタログ等の広報媒体で、認証について不正確な言及を行ったり、登録証書、登録マーク及び審査報告書の誤解を招くような使用を行ってはならない。本会は、このような言及や使用に対して、是正処置を要求する。必要な是正処置が行われない場合、本会は登録の消除、違反の公表、必要に応じて他の法的手段を取る。
- 4 登録者は、2.7の規定により登録が消除されたとき又は登録証書の効力が一時停止されたときには、登録証書をすみやかに本会に返還しなければならない。また、登録者は、登録について言及しているすべての宣伝、広告を中止しなければならない。
- 5 登録者は、登録証書を紛失又は汚損したときは、本会に再発行の申込みをしなければならない。
- 6 登録者は、登録証書の記載事項に変更が生じたときは、本会に書換えの申込みをしなければならない。

## 2.4 登録マーク

登録者は、本会の定めた登録マークの使用基準に従い、登録マークを文書等に使用することができる。

## 2.5 登録維持

- 1 登録者は、登録を維持するために、本規則 3 章の規定に基づき、本会の審査員による年次審査又は臨時審査を受けなければならない。
- 2 登録者は、マネジメントシステムを常に適用規格の要求事項に適合するように維持しなければならない。また、適用規格に適合しない事項が認められた場合は、すみやかに是正処置を講じなければならない。
- 3 登録者は、次のいずれかに該当する場合、臨時審査を受けなければならない。
  - (1) 登録を受けたマネジメントシステムに、次の変更が行われたとき
    - a) マネジメントシステム及びプロセスに重大な変更があったとき
    - b) 登録された事業活動及び事業所の範囲(マネジメントシステムの適用範囲)に変更があったとき
    - c) 組織及び経営層に大幅な変更があったとき
    - d) 法的、商業上、組織上の地位の大幅な変更、又は所有権の変更
  - (2) 適用規格の要求事項に変更があったとき
- 4 本会は、登録者に関係ある事項に関し外部より公式に文書で苦情を受領した場合、苦情の内容を登録者に照会するとともに、必要に応じて臨時審査を当該登録者に対し要求する。
- 5 本会は、登録を受けたマネジメントシステムに重大な影響を与える事案が生じたことを確認した場合(2.7-1(8)の場合を除く)、その内容を登録者に照会するとともに、必要に応じて臨時審査を当該登録者に対し要求する。
- 6 登録を一時停止されている登録者が一時停止の解除を希望する場合、臨時審査を受けなければならない。
- 7 登録者は、マネジメントシステムの能力に影響を与える変更について、本会に遅滞なく文書で通知しなければならない。この変更には次の事項を含む。
  - (1) 法的、商業上、組織上の地位又は所有権
  - (2) 組織及び経営層
  - (3) 連絡先及び事業所
  - (4) マネジメントシステムの適用範囲(登録された事業活動及び事業所の範囲)
  - (5) マネジメントシステム及びプロセスの重大な変更
- 8 本会は、適用規格の要求事項に変更があった場合、又は本会の規則に変更があった場合、その変更の内容及び適用実施時期を登録者に通知する。

## 2.6 登録継続

- 1 登録者は、登録証書の有効期間満了後もその登録を継続するために、本規則3章の規定に従って、本会の審査員による更新審査を受けなければならない。
- 2 本会は、更新審査の結果、マネジメントシステムが適用規格の要求事項に適合し、維持されていることが確認された場合、登録証書を更新し、発行する。

## 2.7 登録の消除、一時停止及び範囲縮小

- 1 本会は、登録を受けたマネジメントシステムが次のいずれかに該当する場合、登録を消除し、当該登録者にその旨を通知する。
  - (1) 登録者から登録の消除の申込みがあったとき
  - (2) 2.5 に規定する審査及び更新審査を受けないとき
  - (3) 2.5 に規定する審査及び更新審査で、常習的又は重大な不適合があり、本会が登録を消除することが適当であると認めたとき
  - (4) 2.5 に規定する審査及び更新審査で、登録者が故意の虚偽説明を行っていた事実が判明したとき（故意の虚偽説明とは、登録者が審査の際に、意図的に認証登録の判定に重大な影響を与える誤った情報を提供すること又は意図的に真実の情報を隠蔽することをいう。）
  - (5) 本規則の要求事項に変更があり、登録者が変更された要求事項に適合できないとき
  - (6) 認証が不正確に引用されたり、登録証書及び審査報告書が誤解を招くような方法で使用されたとき、また本会の定めた登録マークの使用基準が守られないとき
  - (7) 登録の対象となる事業活動が1年以上にわたり停止されたとき
  - (8) 登録者による重大な法令違反など、社会的に理解が得られない事業活動実績が確認されたとき
  - (9) 審査の手数料が支払われないとき
- 2 本会は、登録を受けたマネジメントシステムが次のいずれかに該当する場合、登録の消除を猶予し、登録証書の効力を一時停止し、当該登録者にその旨を通知する。一時停止期間は6ヶ月を超えないものとし、一時停止の原因となった問題を本会が設定した期限内に解決できないときは、登録は消除される。
  - (1) 2.5 に規定する審査及び更新審査で、常習的又は重大な不適合があり、本会が不適合の是正の確認を行うまで登録の消除の猶予を認めたとき
  - (2) 2.7-1(2)、(4)、(6)、(7)及び(8)の場合において、本会が登録の消除の猶予を認めたとき
  - (3) 組織より一時停止の申込みがあったとき
- 3 本会は、登録を受けたマネジメントシステムが次に該当する場合、登録範囲を縮小し、当該登録者にその旨を通知する。
  - (1) 2.5 に規定する審査及び更新審査で、一部の登録範囲に関する要求事項について常習的又は重大な不適合があり、本会がその対象範囲を縮小することが適当であると認めたとき
  - (2) 組織より登録範囲縮小の申込みがあったとき

## 2.8 認証の移転

本会は、他の認証機関に認証されているマネジメントシステムの移転について組織より申込みがあった場合、次の事項について確認を行い、適合していると認めた場合、認証の移転を行い登録証書を発行する。確認は申込組織より提出された文書、組織への訪問及び現在認証されている認証機関への連絡等により行う。

- (1) 組織の活動が、本会の認定された認証範囲に含まれること
- (2) 移転を希望する理由
- (3) 有効な認定された認証を保有していること
- (4) 審査報告書
- (5) 組織が受けた苦情及び取った処置
- (6) 認証周期における現在の段階

## 3章 マネジメントシステムの審査

### 3.1 通則

- 1 初回審査、更新審査、年次審査又は臨時審査の申込みは、組織又は登録者が行わなければならない。
- 2 更新審査は、登録証書の有効期限に先立って登録日又は更新の日から 3 年目までに行われなければならない。
- 3 更新審査は、登録者からの申込みにより、繰り上げて実施することができる。
- 4 初回審査に続く最初の年次審査は、3.2.4 に定める第二段階審査の最終日から 12 ヶ月以内に行われなければならない。それ以降の年次審査は、少なくとも年 1 回行われなければならない。
- 5 臨時審査は、本会が差支えないと認めた場合、年次審査又は更新審査と同時に実施することができる。
- 6 本会は、審査の実施に先立って、審査日程及び審査チーム編成を含む審査計画を組織又は登録者に通知する。ただし、審査の結果、不適合事項等に関連し、必要があると認めた場合、計画を変更することがある。
- 7 本会は、審査の実施後、審査結果を組織又は登録者に通知する。

### 3.2 初回審査

#### 3.2.1 一般

初回審査では、ISO/IEC 17021 の規定に従って 3.2.2 に定めるマネジメントシステムに関する提出図書を事前に審査(以下、「第一段階審査(文書)」という。)し、文書化されたマネジメントシステムが適用規格の要求事項に適合することを確認する。その後、組織の現地において 3.2.3 -2 及び 3.2.4 に定める第一段階審査(現地)及び第二段階審査を行い、マネジメントシステムが適用規格の要求事項に適合して実施されていることを確認する。

### 3.2.2 提出文書

- 1 マネジメントシステムの登録を申込み組織は、審査申込書と共に、表 3.2 に示す文書を本会に提出しなければならない。

表 3.2

マネジメントシステムの種類	提出書類
道路交通安全・エネルギー	(1) マネジメントシステム文書 (2) パフォーマンスファクター、並びに識別されたリスク及び機会への取組みに関する文書 (3) マネジメントプログラム(道路交通安全のために設定された目標及び詳細目標、並びにその達成のための計画) (4) 適用される法的要求事項等の概要を記述した文書 (5) 会社概要(組織の一般的な特徴で、プロセス、運用の重要な側面など) (6) 事業概要(組織の認証分野に関する一般的な情報で、活動、資源、機能、母体となる集団の中での関係がある場合はその関係など) (7) マネジメントシステムを説明するその他の参考資料(外部委託した全てのプロセスに関する情報で、要求事項に影響を与えるプロセス、組織が利用するプロセスなど)

- 2 本会は、必要と認めた場合、前-1、-の文書以外に、マネジメントシステムに関する追加の資料を要求することができる。

### 3.2.3 第一段階審査

- 1 本会は、第一段階審査(文書)において、適用規格の要求事項に適合しない事項がマネジメントシステムに関する提出図書に認められた場合、その改訂を要求する。
- 2 本会は、第二段階審査に先立って、組織を訪問し、次の事項を目的として第一段階審査(現地)を行う。
- (1) 組織の所在地及び事業者固有の条件を評価し、第二段階審査の準備状況を判定するために組織の要員と協議する。
  - (2) 規格要求事項に関する組織の状況及び理解を確認する。特にマネジメントシステムの主要なパフォーマンス又は重要な側面、プロセス、目的及び運用の特定のレビューを通して確認する。
  - (3) マネジメントシステムの適用範囲、プロセス及び組織の所在地、関連する法令及び規制に関わる側面、並びに順守(例えば、運用についての品質上、環境上労働安全衛生上、道路交通安全上及びエネルギー上並びに法律上の側面、関連リスク等)に関して、必要な情報を収集する。
  - (4) 第二段階審査のための資源の割当てをレビューし、第二段階審査の詳細について組織と合意する。
  - (5) 想定される重大なリスク又は側面に関連して、組織のマネジメントシステム及び事業所の運用について理解し、第二段階審査を計画するうえでの焦点を明確にする。
  - (6) 内部監査及びマネジメントレビューが計画され実施されているかどうかについて評価し、また、マネジメントシステムの実施の程度が第二段階審査のための準備が整っていることを実証するものであることを評価する。



### 3.2.4 第二段階審査

- 1 本会は、有効性を含む、組織のマネジメントシステムの実施を評価することを目的とし、第二段階審査を、組織の事業所において実施する。また、評価には少なくとも次の事項を含む。
  - (1) マネジメントシステム規格又はその他の規準文書の、全ての要求事項に対する適合についての情報及び証拠
  - (2) 主要なパフォーマンスの目的及び目標(マネジメントシステム規格又はその他の規準文書の主旨に整合したもの。)に対するパフォーマンスの監視、測定、報告及びレビュー
  - (3) 法的要求事項の順守に関しての、組織のマネジメントシステム及びパフォーマンス
  - (4) 組織のプロセスの運用管理
  - (5) 内部監査及びマネジメントレビュー
  - (6) 組織の方針に対する経営層の責任
  - (7) 規定要求事項、方針、パフォーマンスの目的及び目標(適用するマネジメントシステム規格又はその他の規準文書の主旨に整合したもの。)、適用される全ての法的要求事項、責任、要員の力量、適用、手順、パフォーマンスに関するデータ、並びに内部監査の所見・結論の関連
- 2 第二段階審査は、原則として本会の審査員 2 名以上で構成する審査チームにより行う。ただし、審査対象員数が 30 人未満の組織に対しては、審査員 1 名で行うことができる。
- 3 第二段階審査において、適用規格の要求事項に適合しない事項が認められた場合、是正処置を要求する。
- 4 第二段階審査において要求した不適合事項の是正処置は、フォローアップ審査で確認する。
- 5 全ての不適合に対する是正処置の完了が、登録の条件である。従って、初回審査は、フォローアップ審査において是正処置が確認された後、組織への報告書の送付をもって終了する。

### 3.3 更新審査

#### 3.3.1 審査の項目、範囲及び程度

- 1 更新審査では、マネジメントシステム全体としての継続的な適合性及び有効性並びに登録の範囲に対するマネジメントシステムの継続的な関連性及び適用可能性を確認する。
- 2 更新審査においては、次の事項の判定を含む現地審査を行う。
  - (1) 内部及び外部の変更に対するマネジメントシステム全体としての有効性、並びに認証の範囲に対するマネジメントシステムの継続的な関連性及び適用可能性。
  - (2) 全体のパフォーマンスを高めるために、マネジメントシステムの有効性及び改善を維持することに対する実証されたコミットメント
  - (3) 認証されたマネジメントシステムの運用が、組織の方針及び目標の達成に寄与しているかどうか。
- 3 マネジメントシステム、組織、又はマネジメントシステムを運営する状況に重要な変更(例えば、法律の変更)がある場合、第一段階審査を必要とすることがある。

### 3.3.2 審査の計画及び実施

- 1 更新審査は、それにとまなうすべての再認証活動を登録証書の有効期限前に完了するように計画されなければならない。再認証活動には審査計画の立案から、実施、不適合事項に対する処置、再認証の決定に至るすべての活動が含まれる。
- 2 前-1の計画に従い、更新審査は登録証書の有効期限の6ヶ月前から2ヶ月前までに行われなければならない。

### 3.3.3 不適合に対する処置

登録者は、更新審査において不適合の事例又は適合性の証拠不足が特定された場合、登録証書の有効期限前に修正及び是正処置を実施し、その結果について本会の確認を得なければならない。

## 3.4 年次審査(サーベイランス審査)

### 3.4.1 審査の項目、範囲及び程度

- 1 年次審査では、マネジメントシステムが更新審査までの期間においても、要求事項を継続して満たしているとの確信を維持できる状況であることを確認する。年次審査は現地での審査であるが、必ずしもシステムの全面的な審査ではない。
- 2 年次審査においては、次の事項の判定を含む現地審査を行う。
  - (1) 内部監査及びマネジメントレビュー
  - (2) 前回審査で特定された不適合についてとられた処置のレビュー
  - (3) 苦情の処理
  - (4) 組織の目的達成に関するマネジメントシステムの有効性
  - (5) 継続的改善をねらいとする計画的活動の進捗状況
  - (6) 継続的な運用管理
  - (7) 変更があればそのレビュー
  - (8) 登録マーク等の使用及び/又は認証に関する引用
- 3 年次審査が6ヶ月毎に実施されている場合、年次審査では、マネジメントシステムが適用規格の要求事項に適合し、維持されていることを、次回の年次審査終了までに一巡するように計画し、審査することができる。

### 3.4.2 審査の実施

3.1-4の「それ以降の年次審査」は、少なくとも次の時期に行われなければならない。

- (1) 登録日の2年後の日の前後3ヶ月以内
- (2) 更新の日の1年後及び2年後の日の前後3ヶ月以内

### 3.4.3 不適合に対する処置

登録者は、年次審査において、適用規格の要求事項に対する不適合の是正を本会から求められた場合、すみやかに是正処置を講じ、その結果について本会の確認を得なければならない。

### 3.5 臨時審査

- 1 2.5-3(1)に基づく臨時審査では、変更の内容に応じて審査を行い、その内容が適用規格の要求事項に適合し、維持されていることを確認する。
- 2 2.5-3(2)に基づく臨時審査では、変更された要求事項について審査を行い、その内容が適用規格の要求事項に適合し、維持されていることを確認する。
- 3 2.5-4に基づく臨時審査では、苦情の調査のための審査を行い、苦情に対して必要な是正処置が実施され、その内容が適用規格の要求事項に適合したことを確認する。
- 4 2.5-5に基づく臨時審査では、事案の調査のための審査を行い、事案に対して必要な是正処置が実施され、その内容が適用規格の要求事項に適合したことを確認する。
- 5 2.5-6 に基づく臨時審査では、認証の一時停止の原因となった問題が設定された期間内に解決されていることを確認する。

### 3.6 審査の準備等

#### 3.6.1 審査の準備

- 1 審査を受ける組織又は登録者は、本会が通知する審査計画に基づき、審査の準備をしなければならない。
- 2 組織又は登録者は、審査を受けるとき、その実施を援助できる者を立会わせなければならない。また、マネジメントシステムに関するすべての文書及び記録を審査員が利用可能なように準備しなければならない。
- 3 組織又は登録者は、初回審査、年次審査、更新審査及び苦情解決を目的とした全てのプロセス、領域、記録及び要員へのアクセス並びに文書の調査のための用意を含む、審査を実施するために必要となるあらゆる手配を行わなければならない。
- 4 組織又は登録者は、該当する場合、オブザーバ(例えば、本会の訓練中の審査員又は認定機関の要員)の立会いを受け入れる用意をしなければならない。

#### 3.6.2 審査の停止

審査に際して、必要な準備がなされていないとき、必要な立会者がいないとき又は危険性があると審査員が判断するときは、審査を停止することがある。

## 4章 手数料及び経費

### 4.1 手数料

本会は、次のいずれかに該当する場合、別に定めるところにより手数料を請求する。

- (1) 審査を行ったとき
- (2) 登録証書の発行、再発行又は書換えを行ったとき

### 4.2 経費

本会は、本規則に基づく審査を行ったとき、別に定めるところにより旅費等の経費を請求する。

## 5章 雑 則

### 5.1 情報の提供

- 1 組織又は登録者は、本会が登録又はその維持に関し、必要と認める十分かつ正確な情報を提供しなければならない。
- 2 登録者は、適用規格又は他の基準に従ったすべてのコミュニケーションの記録及びとられた処置の記録を、必要に応じ本会が利用できるようにしなければならない。

### 5.2 機密保持

本会は、認証業務の過程において知り得たある特定の組織又は登録者に関する情報は、その組織又は登録者の書面での同意がない限り第三者に開示しない。法律で第三者に情報を開示するよう要求されている場合には、法律に従って開示する情報をその組織又は登録者に対し通知する。

### 5.3 所有権の維持

審査の実施により発行される報告書の所有権は、本会が維持する。

### 5.4 異議申立て及び苦情

- 1 異議申立て及び苦情は、その事由が発生した日から 45 日以内に文書で表明されなければならない。
- 2 本会は、異議申立てを受けた場合、中立的立場の委員によって構成されるマネジメントシステム不服処理委員会において、公正な処理を行う。
- 3 本会は、苦情の申立てを受けた場合、必要な調査を行いその結果に基き、申立者に回答を送付する。申立者が回答に不服があり、さらなる調査を申し出た場合で必要と認められた場合、中立的立場の委員によって構成されるマネジメントシステム不服処理委員会において、公正な処理を行う。
- 4 異議申立て又は苦情を表明した者は、マネジメントシステム不服処理委員会の委員構成について不服を申立てることができる。

附則（制定:2013年9月25日 規則第66号）

この規則は、2013年7月1日から施行する。

附則（全部改正:2014年4月28日 規則第35号）

この規則は、2014年4月21日から施行する。

改訂記録

改訂番号	改訂日付	改訂箇所	改訂理由
0	2013.9.25	-	新規制定
1	2014.4.28	全部改正	ISO50001 及び HSE 認証開始に伴う、全部改正